別記第四号様式中「㊞」を削る。

（森林法施行規則の一部改正）

第十八条　森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（農林水産大臣が行う意見の聴取） **第五十二条**　（略） ２～９　（略） 10　議長は、意見聴取会の終了後遅滞なく意見聴取会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに記名しなければならない。	（農林水産大臣が行う意見の聴取） **第五十二条**　（略） ２～９　（略） 10　議長は、意見聴取会の終了後遅滞なく意見聴取会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

（漁業登録令施行規則の一部改正）

第十九条　漁業登録令施行規則（昭和二十六年農林省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
第七条　（略） ２　前項の謄本には、作成の年月日及び謄本が免許漁業原簿と相違がない旨の文字並びに登録庁の名称を記載するものとする。 ３　（略） （表示欄等の登録） **第十三条**　表示欄、事項欄又は持分欄に登録をしたときは、その末尾に登録年月日を記載するものとする。 （免許漁業原簿の閉鎖） **第十八条**　免許漁業原簿の閉鎖は、表示欄に閉鎖の事由及びその年月日を記載し、登録用紙に記載した事項全部を朱抹してするものとする。	**第七条**　（略） ２　前項の謄本には、作成の年月日及び謄本が免許漁業原簿と相違がない旨の文字並びに登録庁の名称を記載し、これに登録庁が押印するものとする。 ３　（略） （押印等） **第十三条**　表示欄、事項欄又は持分欄に登録をしたときは、その末尾に登録年月日を記載し、担当職員が押印するものとする。 （免許漁業原簿の閉鎖） **第十八条**　免許漁業原簿の閉鎖は、表示欄に閉鎖の事由及びその年月日を記載し、担当職員が押印し、且つ、登録用紙に記載した事項全部を朱まつしてするものとする。